

こおりやまSNSプロモーションアンバサダー設置要領

令和6年6月21日制定
〔文化スポーツ部国際政策課〕

(設置)

第1条 本市の歴史、文化、産業及び地域のあらゆる分野における魅力を主にSNSを通じて全国に情報発信し、本市の知名度及びイメージの向上を図ることを目的として、こおりやまSNSプロモーションアンバサダー（以下「アンバサダー」という。）を置く。

(活動)

第2条 アンバサダーは、次に掲げる活動を行うものとする。ただし、情報発信の内容が特定の事業者、商品等の紹介に偏らないよう努めるものとする。

- (1) 個人のSNSアカウントを活用した本市の情報発信による知名度向上に関する活動
- (2) イベント等への出演によるイメージアップの推進に関する活動

(募集)

第3条 市長は、別に定める募集要項（次条において「募集要項」という。）により、アンバサダーへの委嘱を希望する者を募集するものとする。

(委嘱)

第4条 市長は、前条の規定による募集に対する応募があったときは、募集要項に規定する要件を満たしているかどうかを審査し、全ての選考を経た者をアンバサダーに委嘱する。

(任期)

第5条 アンバサダーの任期は2年とし、再任を妨げない。ただし、年度の途中で委嘱された場合の任期は、委嘱された日の属する年度の翌年度の3月31日までとする。

(解嘱)

第6条 市長は、アンバサダーが次の各号のいずれかに該当するときは、アンバサダーを解嘱するものとする。

- (1) 本人から辞退の申出があったとき
- (2) 公序良俗に反する行為、第三者を誹謗中傷する行為その他のアンバサダーとして不適切な行為があり、適格性を欠くと認められるとき
- (3) 活動が遂行できないと認められるとき
- (4) その他市長がアンバサダーとしてふさわしくないと判断したとき

(報酬及び支援)

第7条 市長は、アンバサダーに対して報酬を支給しない。

2 市長は、本市の個別の依頼によるアンバサダーの活動に対して、予算の範囲内において謝礼金、旅費その他活動に必要な経費を支給する。

3 市長は、アンバサダーの活動に資するため、必要に応じて次に掲げる物品を提供する。

- (1) アンバサダーとしての名刺
- (2) 本市広報誌及びパンフレット
- (3) その他アンバサダーの活動に関し必要と認められるもの

(その他)

第8条 この要領に定めるもののほか、必要な事項はその都度定めるものとする。

附 則

この要領は、令和6年6月21日から実施する。

附 則

この要領は、令和6年10月11日から実施する。